金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社リライズ・インベストメント

２．住所　東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

３．代表者の氏名　代表取締役　倉本　達人

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2205号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年２月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年８月７日

関東財務局長　乙部　辰良

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ニュー・エース投資顧問株式会社

２．住所　埼玉県加須市花崎３―12―７

３．代表者の氏名　代表取締役　熊谷　友治

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,600,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第929号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年２月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年８月７日

関東財務局長　乙部　辰良

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成27年８月７日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

本件は、九州地方整備局の既設の路車間情報処理設備（以下「当該設備」という。）の機能改良に関する公示である。

機能改良とは、既設の路車間情報処理設備を構成する機器の一部であるデータベース装置改良及び上位サーバ転送機能・ＶＩＣＳセンターからの情報受信機能を（新）共通処理装置へ機能追加するものであり、設備の「機能・性能」に影響が及ぶ改良である。

当該設備は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、製造契約の当初受注者が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において当初受注者が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、機能改良にあたっては、当初受注者のみが保持する技術が必要である。

よって、本機能改良は、当該設備の当初受注者（以下「特定法人」）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で４の応募要件を満たし、当該設備の機能改良の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　件名　路車間情報処理設備機能改良

⑵　対象設備　路車間情報処理設備

⑶　業務内容　路車間情報処理設備機能改良１式

⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成28年３月25日

３　業務目的

既設路車間情報処理設備のデータベース装置改良及び上位サーバ転送機能・ＶＩＣＳセンターからの情報受信機能を（新）共通処理装置へ機能追加するものである。

４　応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

③　九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

④　参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1)　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2)　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3)　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の１）及び２）の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

1)　手続開始の決定をうけていること。

2)　手続開始の決定後、以下の㋐～㋒を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。

㋐　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

㋑　許可決定に伴い定款、役員等に変更が合った場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

㋒　上記㋑に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

⑦　競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑵　技術力に関する要件

①　特定法人が保持する著作者人格権等に接触せず履行が可能である旨を証明できること。

②　当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

③　当該設備の改良完了後の保守体制を有すること。

⑶　実績に関する要件

平成17年度以降において、完成・引渡しが完了した下記同種業務の履行実績を有するもの。

同種業務：「路車間情報処理設備」を納入又は改良した実績

５　手続等

⑴　担当部局

①　契約関係　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省　九州地方整備局　総務部契約課購買係

ＴＥＬ092―471―6331㈹（内線2539）

②　技術関係　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省　九州地方整備局　企画部情報通信技術課電気・基準係　ＴＥＬ092―471―6331㈹（内線3381）